

戦時下の諸教会

——大日本戦時宗教報国会との関わりで——

原 誠

1、はじめに

15年戦争下、ことにアジア太平洋戦争下に、国家総力戦下の統制法の一つである宗教団体法の下にあって、日本の諸教会がその本来の活動、すなわち礼拝や諸集会を継続し展開する日常的宣教活動にどのような制約を受け、どのような状況にあったのか、あるいはありえなかったのか、を問うことが本稿の課題である。

宗教団体法によって成立した当時の日本基督教団（以下、教団と記す）は、勅任官である教団統理者を最高責任者とし、その下に各教区が置かれ、またその下に支教区、そして具体的な地域の中に各個教会が存在していた。これらの諸教会がその地域の状況の中で、どのような状況にあったか、その日常のありようをいくつかの事例の分析をとおして明らかにしたい。その意味では本稿は、拙稿、「戦時下の宗教政策——戦時報国会と日本基督教団」、(『キリスト教と歴史』、1997年3月、新教出版社、所収)の続編をなすものである。この論文においては総力戦体制のもと、具体的には文部省の厳しい指導と管理のもとに、キリスト教会もまた仏教諸教派やその他のいわゆる民衆宗教とともに厳しく管理統制されていたこと、そして加えてキリスト教が国家から敵性宗教と見なされていたことを指摘した。また国家総力戦のもとに、一方で文部省の管轄による宗教行政の枠の中に他宗教とともにありつつ、その同一の組織が戦時宗教報国会という、ともに上位下達の統制により、表も裏も、いわば毛細血管のような仕組みのなかでしか教会の存在が許されなかったことを指摘した。

本稿では、国家総力戦を継続していた国家体制と社会背景の構造に注目しながら、戦時下の教会の状況を、宗教団体法の下にある教団に属する教会という意味での一つの縦軸の面と、他方その教会が地域の中でどのように存在することが要求されたのかといういわば横軸の関係にも目配りをしながら、いくつかの諸教会の一次資料を用いて、具体的に教区、支教区、各個教会の組織的構造をその日常の中で明らかにしようとした。この両面性から教会を分析することを通して、戦時下の教会の実情とその課題が明瞭になると考えたからである。そのために教団と諸教会が戦時宗教報国会の組織としても存在し、機能したことに注目した。

すでに多くの教会が各個の教会史を刊行しており、その中で戦時下の教会の状況についての記述がある。しかしその論述や記述の多くは、戦時下の教会のありようを資料的制約のゆえか、一言でいえば戦時下に困難な時代を過ごした、という形で述べている。また、すでにいくつかの研究書もまとめられている。しかしこれらの教会史や研究書においては、本稿で述べる視点、すなわち国家行政や「宗教報国会」との関連、すなわちこの戦時下の時代に初めて教会が地域の他の宗教教団、あるいは地域行政体と密接な関係を持たざるを得なかったにもかかわらず、そこからの視点からの記述は少なかったといえるであろう。それは、教会が一方で拠って立つ信仰の共同体であることの歴史的自己吟味については誠実であろうとしても、その社会構造そのものから自らのありようを吟味することについては脆弱であったからではなからうか。

筆者の見解によれば、教会はまことに皮肉なことに、この戦時下にこそ日本社会の中で他の宗教教団とともに社会的役割をはたすことが求められ、そして懸命にその役割をはたしたのである。

2、戦時下の教団の組織

1941年6月24日の日本基督教団創立総会の半年後の11月24日に、教団は文部大臣から正式に認可を受け、宮内大臣通牒宮発第608号にもとづいて統理者は勅任官となった。その意味するところは、教団統理者が天皇から勅令に

よって任用される高等官になることであり、その結果として、教団統理者は、神道13派、仏教25派、カトリックの代表者とともに40名で、橋田文部大臣、菊地文部次官、阿原教化局長とともに42年11月26日に天皇に拝謁され、宗教教団の責任者としての国家的要請を受け、各宗教教団はこれに応えることにおいてのみ存在理由がある、ということになった。¹⁾これに関して富田統理者は「令達第3号」を発し、「コノ栄光ニ浴シタルハ教団教師及信徒一同ノ光荣ニシテ洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザル所ナリ」とし、「愈々宗教報国ノ決意ヲ新ニシ宏大無辺ナル聖恩ニ応ヘ奉ランコトヲ誓ヒ」²⁾と述べた。そして宗教団体法の規定によって統理者は所属教師の任命権を持った。³⁾そして教団の組織は代務者、総会議長などの他に11名の参与と50人の常議員会、また台湾、朝鮮教区、を含む11の教区、また満州、華北、華中に各布教区が置かれた。また教区長、支教区長などの人選についても教団は創立総会の時点で既に教区長を推していた。⁴⁾

教区は教団の意志を忠実に伝達する下部組織であった。そしてその教区の下に支教区が置かれ、その支教区の中に各個教会が位置づけられた。

日本基督教団設立当初は、部制が敷かれ、旧教派間の連絡も旧教派の財産整理の必要もあって存続したが、42年11月の第1回教団総会で部制は解消し、残務整理のために調整委員会が設けられた。部制を解消したことによって、教団はこの時代の中で文字通り唯一のそして単一の合法性を持つプロテスタント教会となった。そしてその意味するところは国家体制、具体的には戦争遂行、のためだけにしか存在理由がないということであった。

3、「日本基督教団報国団」から「日本基督教団戦時宗教報国会」へ

本節では、教団創立後間もない1941年8月25日に創立された「日本基督教団報国団」から1944年9月30日に設立された「日本基督教団戦時宗教報国会」へと向かうその組織の変遷とその実態について述べる。

「日本基督教団報国会」は、宗教団体法の成立にともない、文部省宗教局宗務課の指導のもとに、41年5月に「大日本宗教報国会」が結成されたことを受けて、各宗教団体においても個別の組織の結成が要請されたことによる。

具体的活動目標は、(イ) 宗教教学の刷新、(ロ) 宗教国策の確立、(ハ) 宗教報国活動の総合的展開、(ニ) 緊急実施すべき事項として、大政翼賛会に宗教を担当する独立部門の設置の建議、神道教派聯合会、大日本仏教会、日本基督教聯盟の相互の組織的協会の建議、そしてこれらの活動を末端まで浸透させる挺身隊の創設、などが掲げられた。⁵⁾

その組織や課題は次のようなものである。教団は「時局ノ重大性ニ鑑ミ且ツ之ガ対処ニ万全ヲ期スルタメ」に、宗教報国団という「臨時事務機関ヲ特設シ敏速且ツ正確ニ時局ニ関スル緊急事項ヲ処理」するためにこの組織を設置し、その役職は、統理者が会長に、統理代務者が副会長に、教団総務局長が事務総長となり、「ソノ下ニ地方委員長及地方委員ヲ置ク。コノ外団長及副団長ノ諮問機関ヲ設ク、而シテ地方委員長ニハ支教区長ノ全部ヲ当ツ。尚諮問機関ニハ統理代務者、総会副議長、総会書記、各参与及局長ヲ以テ之ニ当ツ」というものであった。⁶⁾

また、その方策は「主務官庁ト密接ナル連携ノ下ニ」なされ、「各教師ハ其ノ本来ノ職分タル伝道及礼拝指導等ニ一層精進シテ信徒ノ宗教的信念ヲ確立スルト共ニ其ノ説教又ハ講演ニ於テ信徒ノ時局認識ノ徹底ヲ図リ以テ民心ノ動揺ヲ防ギ堅忍不拔ノ精神ヲ養ヒ必勝ノ信念ニ立ツテ時局ニ対処セシムルヨウ力説スルコト」、「各教師ハ流言蜚語ニ迷ハズ輕佻浮薄ナル迷信ノ跋扈ヲ防ギ国家ノ機密ニ触ルルガ如キ言動ヲ為サザルヨウ自肅自戒スルコト」、「各教師ハ己ガ現職場ヲ離レズ有事ニ備ヘ牧者タルノ任務ヲ完ウスルコト」、「生活ヲ簡素化シ喜ンデ財ヲ献ゲ以テ応急対策ノ経費支弁ニ万全ヲ期セシムルヨウニ奨励スルコト」、「各教師ハ努メテ教会周囲ノ隣組ト融和シ之ガ為ニ奉仕シ、之ト無関係ナルガ如キ態度ヲ取ラザルコト」、「コノ際教会ハ宗教的行事ニ支障ナキ限り其ノ堂宇ヲ開放シ非常時局ニ役立タシムルコト」⁷⁾ということに示されるように、教会はその宗教本来の活動、すなわち礼拝、聖礼典、などを含む教会の伝道活動を展開するためではなく、国策の下にその下請けになることにおいてのみその存在が認められたのである。後節で、いくつかの教会に保存されていたこの時代の教会資料から分析をするが、41年12月8日の日米開戦以前からこの状況が進行しており、教団の諸教会や他のあらゆる

宗教教団も、そして宗教教団のみならず、国内のすべてがこの状況の中に置かれた。

1941年12月8日の日米開戦によって、それ以前から臨戦体制を敷いていた国内では、開戦後、カトリック教会（当時は宗教団体法によって、日本天主教教団という名称になっていた）とともに構成していた日本基督教聯合会を通して文部次官から「戦捷祝賀行事ニ関スル件」の通達を受けた。すなわち開戦以来の「戦捷を祝賀」して「日ヲ指定シテ当日ニ限り祝賀行事」を行え、というものである。またこれには「実施項目」まで指示されていた。⁸⁾

教団の組織と日本基督教団宗教報国会の組織は、建前的には別途のものであったはずであるが、実際はコインの裏表のように、実質は同一組織体であり、本来は報国会事務総長の名前で出されるはずの文書も教団総務局長の名前で「報国会」に係わる文書が各教会に通達されている。文部省教化局長から教団に通達された「昭和17年11月19日付け」の文書は、教団の各教会が、戦時下にあつて練成会、講習会、勤労奉仕を実施するように、というものであり、それぞれが自由参加というのではなく「名称、目的、日数、参加者其ノ他参考ニナルベキ事項ヲ記載スルコト」⁹⁾などについて各教会に詳細な実施報告を求めるものであった。このことは通達を受ける側、つまり各個教会の側から見るならば、なおのことこの両者の組織の区分けして認識することを困難にしていたというべきである。

また、教団は戦時報国会として各地でいわばキャンペーンを展開した。各地方をブロック別に分け、教団から執行部が出張して戦時下の教会のありようについて、各地の大政翼賛会の支部との共同主催で開催し、協議講演会を開催し、教会単位の国民貯蓄運動を展開した。また期日を指定して礼拝献金を報国会運動のための「御寄贈」として強制した。¹⁰⁾

1944年に入り戦局の悪化とともに、国家は教師や僧侶の勤労働員を開始した。これは各宗教教団の統理者に指示してそれを各教区に下ろし、名簿を作成させて割り当てるものである。しかも国家は、教団が様々な教派的伝統を持ち、また大教派、小教派の教派によって合同して成立していることを熟知しており、そのために「動員スベキ教師（中略）ノ選定ニ付キ、（中略）教

団ノ事情ニ捉レ或ハ派閥ニスルガ如キ取扱アリト認メラルルモノアル場合ハ
今次動員ノ趣旨ニ反スルモノト認メ爾今別途動員ノ方法ヲ講ズベキニ付キ関
係方面ニ篤ト注意セラレタキコト¹¹⁾という実に微細なことまで指示していた。

そしてこれらの宗教教師徴用については、各教区で作成された名簿にもと
づき各個人に教団から文書が送付された。一つの事例として次のような文書
がある。

19総発第37号 昭和19年6月8日

日本基督教団 総務局長 鈴木 浩二

佐藤津義夫殿

宗教教師徴用ニ関スル件

(前略) 各地方長官ニ通達有之自今之ニ依リテ宗教教師ノ徴用ヲ行フコ
トト相成候條貴下ニ徴用アリタル場合欣然之ニ応ジ宗教教師ノ面日ヲ発揮
スル様 (略)

今参考ノ為、被徴用者ニ関係アリト思ハルル点ヲ当方ノ言葉ヲ以テ要約
スレバ左ノ通りニ御座候

- 動員配置セラルベキ宗教教師ノ数、時期ハ其ノ都度庁府県ニ通報セラ
ルルコト
- 配置セラルベキ工場、事業場ハ緊急産業部門ニテ可成地元所在ノ工場、
事業場ガ選バレルコト
- (期間は) 2年ナルコト
- (中略) 或者ハ一般工員トシテ、或者ハ産業戦士ノ指導練成担当者ト
シテ配置セラルルコト
- (略)
- 宗教教師ニシテ、官公吏、軍属、教職員、保護監督、保護司、少年保
護司ノ職ニ現ニ在ルモノハ除外セラルルコト
- 宗教教師ノ徴用ハコノ取扱以外ニ厚生省ノ指示アル迄為サレザルコト

(日本基督教団宣教研究所所蔵資料)

佐藤津義夫は当時埼玉県の大宮教会の牧師であつた。¹²⁾このことはその具体
の人選について教区内の各教会や所属する牧師の状況を熟知している教区長

が教団の意志を受けて忠実にその職務を行った結果であるといえる。そして教団は国家から教師などについて「徴用」することができる権限を委譲されていた¹³⁾。また仏教の場合も同様に「戦時僧侶勤労働員実施要綱」によって勤労働員されて「緊要産業」に従事した。「動員配置スベキ僧侶ハ」、「其ノ都度厚生省ニ於テ大日本仏教会ト協議決定ノ上関係都庁府県ニ通報」し、都庁府県は「関係宗派（地方）宗務所ヨリ動員スベキ僧侶ノ技能別動員名簿」を作成し、各「受入工場、事業所ト協議ノ上僧侶ノ技能力量ニ応ジ一般工員トシテ又ハ勤労働者練成指導担当者トシテ就業」¹⁴⁾することになった。

そして戦局が悪化してきた1944年1月には、勅令で宗教教化方策委員会が官制布告され、およそ半年後の9月30日に「神仏基30万の宗教家」¹⁵⁾によって「大日本戦時宗教報国会」が結成された。以来敗戦まで教団は構成メンバーとしてこの報国会に参加し、ここで議せられたことを教団に持ちかえり、教団では教団常会を開催し、そのことが以下、教区常会となり、支教区常会を経て末端における各教会の教会常会の開催となった。¹⁶⁾

一つの事例として1945年2月の教団からの通達文書に次のようなものがある。「19総発第63号」の文書が総務局長鈴木浩二の名前で、各教会主管者・伝道所代表者あてに出された。その主題は「二月常会運営の件」であり、その大意は以下のようなものである。前年11月に国策として常会が設置され、「我が教団ハ教区、支教区、教会ノ全組織ヲ活用シテ戦争一本ノ体制下宗教常会運営ノ万全ヲ期シ」てきた。「宗教常会ハ宗教団体ヲ通シテ毎月ノ国策ノ迅速ナル具現ヲ計り、信仰ヲ通ジテ戦力ノ飛躍的増強ヲ期スルヲ以テ目的トスル」のであり、この成否は「各教会及伝道所ニ於ケル常会ノ運営如何ニ存スル」のであり、「教団ハ常会ヲ教団常会、教区常会、支教区常会及教会常会ノ四段階ニ分チ」、この主題は「毎月ノ常会徹底事項ハ文部省主催ノ宗教団体中央常会ニ於テ決定シ教団ハ之ヲ教団戦時報国会常務理事会ニ諮り、順次下部組織ニ伝達スルコトト相成候」とある。そしてこの月には文部省教務局長より「アルミ貨回収ニ関シ通牒有」るためにこれを主眼とし、加えて教団としての別途の主題を掲げた。すなわち「宗教報国精神ノ体现——死生超脱——」がこの月の主題であり、これについて「我等基督者ハ平素如何ニ

生き、如何ニ死スベキカ心得テ居テ『生命ヲ救ワント思フ者ハ之ヲ失ヒ、己ノ生命ヲ失フ者ハ之ヲ得ベシ』『生クルモ死ヌルモ我等ハ主ノモノナリ』トノ信仰ヲ以テ特攻精神ヲ裏付けテ死モ亦感謝又喜悦デアルト確信シテ国家ニ奉公シ、以テ国難ヲ打開シ」なければならず、「常ニイエスノ死ヲ我等ノ身ニ負ヒテ」、「イエスノ生命、我等ノ身ニ彰（ママ）レン」ことを求願しながら、「日々永遠ノ生命ノ中ニ歩ム事ニヨリテ十字架ノ道ヲ感謝シテ生クルコト」である、と説明した。¹⁷⁾

また同様に、1945年4月の「日本基督教団四月宗教常会徹底事項」は、「宗教報国精神ノ体现——億兆一心、国体護持——」であり、これへの解説として聖書を引用して「凡テ分レ争フ国ハ亡ビ、分レ争フ家ハ倒ル」（ルカ11:17）を示し、「今ヤ信仰ニアル者ハ、聖書ニ教ヘラルル如ク、自己ヲ十字架ニカケテ神ノ真実ニ生き、一切ヲ君国ニ捧ゲルコトニ依リテ隣人ニ僕トシテ仕へ、以テ大和ヲ行ジナケレバナラヌ。主基督ニ於ケル受肉ト十字架ノ道コソ実ニ和ノ道ヲ把握セシムル神ノカデア」と説き、ヨハネ伝15:13、ロマ書9:3、ロマ書15:1～2、コリント後書5:18～21を参照するように求めた。¹⁸⁾

こうして上部組織である教団は「上位下達と共に下位上達も考慮すべきであらう。要は信仰の方面を活かして行くことにある」¹⁹⁾と述べた富田統理者の言葉にもかかわらず、まったく一方的な上位下達の組織とを展開した。

そして戦時下の最終局面は、この宗教報国会の組織を用いて食料増産運動を指導するものとなった。45年7月には、日本基督教団宗教報国会戦時活動委員会委員長の賀川豊彦と食料増産部部長の杉山元次郎の連名で文書が発せられ、それには「食料は戦争の基盤にして戦局の危急と国内自給態勢確立絶対必要なり」といい、「国内自給は未利用可食資源の活用により充分にあ」として野草の食料化などの方法を披瀝しながら「食料増産」の指導を行うこととし、「日本は不敗の国」であることを述べ、その理由として「I、戦争目的が正しい。アジアを西洋の奴隷状態より救わん為である。II、アジアの諸国が日本を支援している。III、国内が統一している。IV、特攻精神がある。V、ロケット砲弾に人間が乗っていく科学精神を持っている」から、「故に日

本は不敗である」と説明した。さらに「全能者はかつては奴隷民族であったイスラエルを昼は雲の柱、夜は火の柱で守」ったが、それは今も「皇国の上あることを確信する」と述べ、戦時活動委員会の事業、すなわち、1、親切部 戦災者相談所、遺児、老人など戦災者に対する親切運動など、2、戦災遺児援護部 戦災遺児養子縁組相談所など、3、戦時伝染病防止運動部 厚生省と連絡しながら恵泉女子農芸専門学校を通して特志伝染病看護法の講座を開く、など、4、戦時純潔運動部 道義日本の確立のため毎週講座を開く、5、野草食の専門家の実地指導講習会や、粉食運動の指導をする、などを伝えている。²⁰⁾

国家存亡の危機に追い詰められたとはいえ、聖書の歴史認識をこれほどまでに牽強付会（けんきょうふかい）していったとき、これはもはやあらゆる意味で宗教教団のなすべき活動ではなく、国家のうちに秘めた悲鳴をすら感じさせるみじめな文書を発表するようになったといっている。

4、戦時下の教区・支教区

上述してきたような管理構造と組織を持った教団の下部組織として、その下に教区・支教区があった。教団の下請けとなった教区は文字通り忠実にそれを支教区に通達する機関であった。当時は前述したように、北海教区、東北教区、東京教区、東海教区、中部教区、近畿教区、中国教区、四国教区、九州教区、台湾教区、朝鮮教区の他に満州、華北、華中布教区があった。そしてその下に各地域の支教区が概ね県単位で置かれていた。²¹⁾

本節では、これらの教区・支教区が、戦時下にあつて中央と同様に、県単位の行政組織からの示達に加えて各地域において他の宗教教団とともにこの戦時体制の中を生きなければならなかったその状況を、いくつかの資料で検討してみようとするものである。

1943年11月17日に、四国教区長であった宇都宮充松山二番町教会牧師は、9月30日に「愛媛県社寺教学課の指導の下に宗教団体愛媛地方委員会が結成され」たことを受けて、宇都宮が常任委員に任命されたことを報告し、この委員会の「実践事項」を通達した。その要点は、神仏基三教を一丸とする

「勤労隊」を結成し、「職域地域二区別スルコトナク」、「勤労報国ニ挺身スルモノト」し、「寺院教会ノ境内及構内地ニ裸麦ヲ栽培シ」という指示がなされた。²²⁾

また活字で印刷されて配付された「大政翼賛会愛媛県支部」の「常会の栞」には、「常会」の開催に際して、実に懇切丁寧な指示がなされている。以下にそれを紹介する。

まず最初に「常会の誓」を述べることになっている。それは「ささやかなこの集ひながら必ず皇国の礎として大きな役目を果します。この集ひにおいて互いに私を去って語り合ひ唯ひとすぢに皇国につくす覚悟を固めます。この集ひによって皇国に生れた喜びを新にし一丸となって大御心にこたへ奉らんことを誓ひます」と開会の言葉を述べて始めることが求められた。またその順序も規定され、「常会開催の順序」には、「敬礼、宮城遙拝、国家斉唱、勅語（詔書）奉読、祈念、朗誦」と続き、それらのやりかた、角度、方法、回数、などが詳細にわたって規定されている。続いて本行事として、伝達、方法について述べ、その会全体が「和やかな気持で行う可きである」とし、「紙芝居や幻灯」等の利用や、「児童の遊戯」、「戦記講談」などの利用を勧めている。そしてこの「常会」の終わり方についても、「打ちくつろいで、わっと笑った途端に、厳肅さが、うすらいだ気味を引きしめる方法であるから真面目に講話すべき」とか、講話の聴き方、「物知り顔せず、教を乞ふ態度で聴く可きである」というようなことまで指示している。²³⁾

ここで強調しておきたいことは、これらの「常会」は、キリスト教のみならず他宗教を含めて地域全体で推進され実施されたことである。

そして44年9月以降に設置された「大日本戦時宗教報国会」の「愛媛県支部」については、その構成団体の名簿とともに「伊予郡部会会則」が活字で印刷されて配付された。

いささか分量が多いが、貴重なものなので以下にその概要をみよう。

大日本戦時宗教報国会愛媛県支部 伊予郡部会会則

第1章

第1条、第2条、第3条、(略)

第4条（事業として）

- 1、宗教報国精神ノ昂揚ニ関スル事項
- 2、宗教教化ニ関スル国策ノ浸透具現ニ関スル事項
- 3、関係官庁及諸団体トノ連絡ニ関スル事項
- 4、宗教化運動ノ企画実施並促進ニ関スル事項
- 5、宗教団体ノ教化施設運営ノ指導ニ関スル事項
- 6、宗教教師ノ練成ニ関スル事項
- 7、其ノ他必要ナル事項

第5条 事業として、神道部神道、仏教部仏教、基督教基督、ニ関スル教化活動ニ関スル件

第2章

（会員は）伊予郡内ニ在ル大日本戦時宗教報国会愛媛県支部正会員トス

第3章、第4章、（略）

第5章 会計

第17条 本部会ノ経費ハ会費補助金寄付金及其ノ他収入ヲ以テ之ヲ支ス

第6章（略）

第7章 附則で、大日本戦時報国会愛媛県支部長の下に報告義務を持つ

これは「宗教報国精神ノ昂揚」や「宗教教師ノ練成」に見られるように、宗教が求められたのではなく、宗教教団に地域ぐるみで戦争協力を強制するものであった。そして巻末に伊予郡内の寺院名名簿宗派別に、また、例えば真宗本願寺派地蔵町教会などの仏教系諸派の教会名簿、神道名簿、すなわち教派神道に属する金光教会、黒住教、天理教などの諸教会の名簿、そして教団に属する3つの松前教会、砥部教会、郡中教会の名簿が所在地、管理者の名前とともに記載されている。この書類の発行日は未記載だが、この「伊予郡部会」の発会式が、「昭和20年6月2日」となっていることから、敗戦直前であることが判断できる。こうしてすべての宗教教団が戦争遂行の一点のために存在した。

そしてこの大日本戦時報国会の組織は敗戦後に改変されて日本宗教会とな

った。日本宗教会は、「文部省を始め一斉の官憲方面の役員は退職」し、「純然たる宗教関係者のみを以て結成」されたのを受けて、教団では敗戦直後の45年8月28日の第13回戦時報国会常務理事会でこの組織を「戦後対策委員会」と改称した。²⁴⁾

このように中央が組織の名称を変更して形式的に対応していこうとしたが、地方組織においてはその動きははるかに間延びしたものとなった。すなわち愛媛県支部伊予支部にあってはその通達が発送されたのは1946年3月20日のことであった。ここには「終戦後日本宗教会と改称し新しき趣旨、目的の下に再出発をなす」ことになったとの文書が送られている。²⁵⁾

このように地域に密着して展開された報国会の運営、ことにその財政はどのようなものであったのか。これをみよう。

関西学院学院史資料室には、メソジスト系諸教会が所蔵してきた資料を複写して保存しており、この中の伏見教会が所蔵してきた資料のなかに、次のようなものが含まれている。ひとつの事例として紹介する。

「京都府基督教報国会昭和19度歳入歳出予算案（自昭和19年4月1日至昭和20年3月31日）」によれば、「歳入合計 5300円」で、歳出計画は、530円（会議費）、2700円（事業費）、その内訳は、西陣戦時保育園費（1800円）、農繁期託児所費（1800円）、戦時託児所施設費（1920円）などに重点的に配分されている。

京都府全体の「基督教報国会」の中で、伏見教会は会費納入について、10円が要請された。その算出根拠は、「会員各位から会費として1名50銭以上の納付」をするように、「万一目標額に満たぬ節は教会会計より御補充」せよというもので、この数字の根拠は、教団本部賦課金及び教会現住陪餐会員数から算出したものである。²⁷⁾

各個教会は、このように他宗教教団とともに地域にあって財政的にも統制のなかにあつて、皮肉にも戦時下の地域の課題を分担させられた。

5、戦時下の各個教会

本節では、戦時下の各個教会がこの時代にどのような歩みをし、どのよう

な日常であったのかを具体的な教会資料からいつくかを検証しようとするものである。

山口信愛教会の資料のなかには、1941年9月26日付けで「マル秘」の「山社第2235号」の文書で、山口市長高橋忠治から「神社寺院教会／宗教結社殿」として「一銭青銅貨幣及黄銅貨幣回収促進ニ関スル件」という文書がある。²⁸⁾山口信愛教会はこれに応じて、「教会鐘 壺基」を供出した。

豊中教会には、「豊中基督教会報国団団則」が印刷されたものが保存されており、1945年の「6月常会徹底事項」には、「——宗教報国精神の体現——道義あり勝利あり職場全国民戦友道に生き」というものがある。²⁹⁾

徳山教会では、1941年10月26日開催の「徳山教会会議ハ満場一致ヲ以テ」報国団を結成し、必要に応じて会堂、幼稚園を開放し幼児や負傷者の避難所、応急救護所とすることを決議し、付帯決議として「唯責任アル当局ニ報告シテ其ノ指揮ヲ待ツ」ことなどを決定。徳山教会の「週報」には、昭和16年10月26日、「報国会」結成とその決議文を持って原田牧師と岩崎福音士と二人で市長、警察署長、憲兵隊長を訪問して決議文を手交（ママ）、喜ばれた、とある。³⁰⁾

八幡浜教会には、1944年1月26日の「四国教区長 宇都宮充」より出された軍用機献納運動に関する資料がある。軍用機献納運動は四国教区出身の平松牧師の「挺身奉公」によって展開され、四国教区で2月までに1機分を捧げて、今まで4万数千円（愛媛3万円、高知1万円以上、徳島、香川1千円）近くの申込みをしているが、尚一層の努力をしてほしい、未だ報告のない教会は「小生迄其の後の模様を御一報願上度甚だ申兼ね候も」、「教職は一カ月分の俸給を捧げられて率先垂範され信徒又応分最大の御献金を願上」というものである。各個教会においては拒否することは困難であった。

さらに教団財務局からの当該教会への通達「通牒」によれば、八幡浜教会の「昭和19年度」の「賦課金」は「57円、謝恩賦課金6円、計63円」であり、この金額を教区会までに納付しなければならなかった。³¹⁾軍用機献納運動の結果はどうであったか。「昭和19年2月15日」の日付で八幡教会にあてて、日本基督教団統理者、報国会会長連名で5円献金受領感謝の手紙がある。書式

はできあがっており、宛て先と献金額、日付を入れればよい様式である。そして1944年8月23日には、軍用機献納運動に関して戦時報国会長真鍋頼一よりの「礼状」があり、それには「軍用機献金は総額65万2733円に達し、陸海軍省に40万円を献納し、8月11日には海軍省に第2回目として10万円を献金した」旨が述べられており、これが各教会に送付された。また戦時報国会ができて、先に指摘した教団常会から始まる組織的下達の末端として1945年1月の教団「常会」徹底事項として、1、大東亜宣言趣旨の徹底 2、経済道義ノ振起、³²⁾が各個教会に届いている。

前節の「京都府基督教報国会」の事例からもあきらかなように、また本節で述べたように、教団は国家政策の下請けとなり、教区は教団の下請けとなって各個教会に指令を発し、各個教会は教団、教区からの指令とともに、各地域の行政からも管理統制を受けて、金属回収に協力し、教団からの賦課金に加えて合同感謝献金、軍用機献納運動を末端において担い、「各教師ハ其ノ本来ノ職分タル伝道及礼拝指導等ニ一層精進シテ信徒ノ宗教的信念ヲ確立スルト共ニ其ノ説教又ハ講演ニ於テ信徒ノ時局認識ノ徹底ヲ図リ以テ民心ノ動揺ヲ防ギ堅忍不拔ノ精神ヲ養ヒ必勝ノ信念ニ立テツテ時局ニ対処セシムルヨウ力説スルコト」、「各教師ハ流言蜚語ニ迷ハズ輕佻浮薄ナル迷信ノ跋扈ヲ防ギ国家ノ機密ニ触ルルガ如キ言動ヲ為サザルヨウ自肅自戒スルコト」、「各教師ハ己ガ現職場ヲ離レズ有事ニ備ヘ牧者タルノ任務ヲ完ウスルコト」、「生活ヲ簡素化シ喜ンデ財ヲ献ゲ以テ応急対策ノ経費支弁ニ万全ヲ期セシムルヨウニ奨励スルコト」、「各教師ハ努メテ教会周囲ノ隣組ト融和シ之ガ為ニ奉仕シ、之ト無関係ナルガ如キ態度ヲ取ラザルコト」、「コノ際教会ハ宗教的行事ニ支障ナキ限り其ノ堂宇ヲ開放シ非常時局ニ役立タシムルコト」³⁴⁾を率先しなければならなかった。

6、戦時下の各個教会——札幌教会を事例として——

関西学院学院史資料室には、教団では当初第2部（メソヂスト教会）であった諸教会のいくつかの資料が複写して保存してある。そのうちの一つ、札幌教会については戦時下の「幹事会」の資料が揃っている。以下においてこ

それを参照しながら、ことに戦時宗教行政に関して各個教会がどのように対応したかを検討することが本節の課題である。

北海教区では創立当初は小野村林蔵（札幌北一条教会牧師）が教区長であったが、1944年4月28日に反戦的言論で逮捕投獄され、治安維持法違反容疑で拘留されたことを受けて、当時副教区長であった札幌教会の真野万穰牧師を教区長として送り出さねばならなかった。当時この札幌教会は牧師館を建設中でもあった。またこの時代に山鼻講義所を閉鎖することになった。以下、札幌教会の「幹事会記録」から要点をまとめて述べる。

教団創立間もない、1941年8月には、すでに「防空資材整備について」、討議され、翌月、防空設備として「遮蔽幕」を設置する事を決定し、「防空演習ノ一部トシテ、ブラインド」の取り付けが実施された。そして「牧師より」として、「報国団結成ニ就イテ、国ノ要請ニ従ヒ全国基督教団ガ組織スルモノデアルガ各個教会ニテモ防衛ノ為メ組織スル要アリ」との言葉を受けて、報国団の組織化を決定した。

また10月には、「牧師ヨリ」、として神仏基の「三教合同百万円国防献金スルコトナリ、基督教ハ二万三千円醸出スルコトナリ、メソジスト（ママ）ハ、三二八〇円、北海道教区ハ一五七円トナル、札幌教会ハ三十円以上献金願ヒタシ」との要請がなされ、各教会への割当てがなされていることがわかる。これにたいして「会堂ノ防空施設費トシテ」合算して「目標二百円位トシテ」募金することを決議した。

開戦後最初の1942年1月の定例幹事会では、イ、今後の大詔奉戴日は祈祷会の形式で。ロ、鉄柵献納を決議。ハ、標札交換（恐らく教団認可に伴うもの、筆者）。ニ、会館名称変更、ウェスレー館を弘道館に、を決議した。3月には、「議事ニ先立チ第2次戦勝祝賀日ニ付キ、国民儀礼ノ後、真野牧師ノ祈祷ニテ開会」し、「貯蓄組合ノ結成」を決議した。7月には、「教会ニ対スル各種税金免除サレ昭和十五年第一期（市ノ関係ハ同年第二期ヨリ）以降既納ノ分ハ返還サルルコトナリ」³⁵⁾った。すなわちこの状況下、国家に公認されたということは免税の対象となったのである。しかしそれは一部の僅かな恩恵であった。「大詔奉戴宗教報国北海道大会」は9月8日に開催するよう

に準備され、仏教5名、神道3名、基督教2名（教団1名、真野万穂牧師、カトリック教会から長坂）が出席することが報告された。またそれ以前に可決して教会内で開始されていた「貯蓄組合ノ結成」が報告され、加入会員は38名であることが報告された。³⁶⁾

9月開催予定で準備されていた「宗教報国会」は、「代表者人数決定、旧メソヂストより北海道樺太より四拾人出席のこととなり地方より十九名出席のことを決定せる故当教会よりも」幾人か出席しなければならないことが報告された。ちなみに北海教区は、東部支教区（根室、釧路、十勝）、中部支教区（空知、後志、右狩、浦河、胆振）、南部支教区（檜山、渡島）、北部支教区（上川、留萌、宗谷、網走）、樺太支教区、で構成されていた。

1942年11月になると、会計報告のなかで月定献金は順調であるが、礼拝出席者の減少と山鼻講義所の閉鎖が原因で献金が減少していることが報告されている。

年が明けて43年3月になると、「教会建築物防護につき七名の学生報国隊員を出勤せしめらるるよう警察署長に申出」たり、「教会建築物及設備の公共の為に用いる件につき懇談研究を願いたし」というように、教会の戦争による直接的防衛体制を検討しなくなっていく。

またすでに指摘したように、北海教区長であり札幌北一条教会牧師であった小野村林蔵が逮捕されたことを受けて真野牧師が教区長となり、そのために個別教会以外の多くの職務を負うようになったために、同年8月、議事の中に「副牧師（補助者）設置の件」が上程、審議され、伝道師（男子・女子）の可能性を検討しているが、翌44年10月になっても補助者・協力者をうる事ができなかった。

1943年10月の幹事会において「牧師より」として、「合同感謝献金運動に就いて」が報告された。教団目標五十万円のところで、「当教会募金目標六百六拾六円五拾八銭であり、これは在籍会員数及財政状況に因り定められ」た、と。協議の後、この「献金方法はクリスマス献金に含め募集」することとした。

1944年1月には、教団創立時に出発した「部制」が、1942年11月に開催さ

れた第1回教団総会で解消を決議し、翌43年4月から実施されたが、それ以来、各部は調整委員会を設置して財産登記などの整理を進めていた。この作業が1年後の3月末で解消されることになっていた。これに伴い、「従来ノ維持財団の一切を日本基督教団財務局が引き受ける」ことが報告され、「昭和拾九年度の賦課金の率は小教会が低率、大教会は高率であり大体経費の1割であること」、その賦課金は教団の財務局から直接通達されること、札幌教会は賦課金が四二六円、謝恩賦課金四三円、合計四六九円であること、合同感謝献金は教団総会で再検討され、募金の期間が延長され、この教会では「目標額六六六円」であること、しかしこれは賦課金ではないことが紹介されている。また教団総会で決議された戦闘機献納運動について、目標が十機十万円であり、総会席上で直ちに一万六千円が献金され、「北海道教区は二万円が目標で当教会は一千三百円」であることが報告されている。幹事会では、協議ののち戦闘機献納運動は合同感謝献金と同時に行い、役員会で趣意書を作成して会員に配付するなどの方針を決定した。ちなみにクリスマス献金は106名、1021円が捧げられている。これについて44年3月に献金運動の決算報告がなされ、合同感謝献金、333円、飛行機献納運動、1023円、無指定献金、363円の献金運動の決算報告がなされている。

『川畔の尖塔 札幌教会75年史』（1964年）には、この時代の礼拝出席者数の推移、献金額、予算額についての推移に関する資料は含まれていないが、「幹事会記録」に見るかぎり、懸命に教会を守ろうとしていた姿がわかる。

戦局の悪化が著しくなっていた44年11月には、幹事会の席上で「真野牧師より」として、「近くクリスマスを迎えるに際して決戦下多忙なるにも拘わらずよく御奉仕下さる事に対する感謝の意を表し、今後共に御力添えを願ふ事を希望して後、教会の現状に就き報告」とあり、最後に「教会の内部の問題、宗教報国会、〇〇〇（判読不能、引用者）会に就き懇ろに懇談して後、主の祈りを以て閉会、時に午後九時半。極めてなごやかなよき会議であった」とある。全体的にはこの「幹事会記録」は、議事録として完成度の高いものであって、実に丁寧な要点を整理して記述され、それゆえに教会としての内実と枠組みがしっかりできあがっている教会といえる。であるがゆえに逆に

「幹事会記録」からは、人間の肉声が見えにくくもある。そのような中で「幹事会記録」の中からわずかに、そして抑制されているとはいえ、戦時下の「幹事会」、つまり牧師と幹事の形成してきた教会の姿が浮き彫りにされていることを伺わせる。

そして、1945年3月には、「牧師報告。日本基督教団覚悟ハ機構ガ変化セラルルヤモ知レザルモ（ママ、文意不明、引用者）」、「日本基督教団ハ最後迄戦フ、之ガ覚悟デアル」として「全能者の御摂理によりて皇国に生を受け而も基督者とせられ大東亜戦争に際会す、我等の負ふ天与の使命は皇国無窮の発展に貢献する事なり、今や皇国の危急にあたり一切を奉獻して皇国の守護に任じ最後迄信仰の言節を全ふしつつ、大東亜戦争完遂の礎たらん事を期す」と奨励した。そして今後定例の会議の開催が「著しく困難」な時は「主管者ト信徒総代を含む幹事会ニ一任」し、さらに「困難トナル場合ハ主管者之ヲ処理ス」と決定した。

戦局の圧倒的不利な局面に直面して、教会としての非常措置について承認を得ることを決定し、そしてすでに上述した「戦時宗教報国会」の「教団常会」から指示されてきた「教会常会」が、幹事会の議題として取り上げられて、4月から実施されることが決定された。

日本基督教団覚悟云々、については文意が読み取れないが、文字通り徹底的に追い詰められた状況の中で、しかし戦意昂揚を図ろうとする意図、しかも愛国心と信仰を同一の範疇でのみ考えようとする精神的構造が如実に浮かび上がってくる「奨励」である。

また全教区の全牧師を対象にした「宗教教師ノ徹底的動員」³⁷⁾が、4月から11月までなされることが報告された。その動員がなされている最中に日本は敗戦を迎えたのである。

敗戦後の1945年11月の「幹事会」開会后、真野牧師は、「今後教会の進むべき道に就いて奨励あり」とあるがその内容は記されていない。そして翌46年2月には、真野牧師は、まず「教区長ノ辞任ノ旨」を報告し、続いて札幌教会にも4月に、「主管者辞任ニ関スル件」が上程され、「辞意表明」の中で、八雲教会に移り農村伝道に専念したい、「終戦後教区長ヲ辞シ深く期スルト

「コアラリ且教会内ニモ人心一新ノ要望アルヲ看取セラルルニヨリ意ヲ決シ」、「何卒論議スルコトナク御承認ヲ」と述べた。

もとよりこれだけの文章では、真野万穰牧師の「辞意」の「深く期スルトコロ」が、また「教会内ニモ人心一新ノ要望」が、どのような意味であったのか、今、われわれはそれ以上に述べるだけの資料を持たない。この時、真野万穰牧師は45歳であった。彼は自らも出身である八雲教会に転じていき、1917年から19年と21年から22年までそれ以前に、2度にわたって牧師であり、戦時下に教団の参与として深く教団の運営に参与した自戸八郎牧師が就任して札幌教会の戦後の歩みが始まった。

7、むすびにかえて

戦時下の諸教会はこれまで述べてきたように、戦時下という一つの国家を挙げての総力戦が要求する統制のもとで、具体的には二つの方向からの統制を受けた。ひとつは国家、すなわち文部省から教団、そして教区を通しての統制の回路であり、他方は愛媛県伊予郡支部の文書などから見る事ができる各教会が属する地域・県単位の行政からの回路である。そしてそれらの二つの回路は一つの教会に集合し、集約され、勤労働員などに見られる人的参加、山口信愛教会にみられるように鐘の供出、そして経済的には教団からの賦課金の他に、合同感謝献金、軍用機献納運動も綿密に教会ごとに賦課され、また貯蓄組合などもつくられた。そしてなによりもこれらを推進していくことについて、教団は戦時報国会常会の徹底事項に見ることができるように聖書の言説を梃子にこれらを推進した。

この論文では指摘する紙幅がなかったが、各教会の礼拝出席数などは圧倒的に減少した。戦時下の市民生活そのものが困難であったばかりでなく、キリスト教が敵性宗教として厳しく監視されていたからである。

国家はこの二つの回路を利用し、この体制以外の存在を許さず、ホーリネス系諸教会を弾圧し排除する一方で他を利用したのである。そしてそれ以外に教会の存在のありようはなかったといってよい。教会として望むべき、あるべきかたちでなかったとしても。

注

- 1) 『日本基督教新報』、1942年11月26日、2428号。
- 2) 『日本基督教新報』、1942年12月17日、2431号。
- 3) 宗教団体法では、管長又は教団統理者は住職教会主管者、其の代務者及教師の任免その他の進退を行ふこと、となっていた。『基督教世界』、昭和14年10月12日、第2898号。また、教団規則によると、「統理者は教団を統理し、代表し、諸疑義を裁定し、総会および常議員会を召集し、その開会、閉会を命じる。総会の議を経、文部大臣の認可を得て、教団規則を変更する。教団規則の施行その他の必要により示達を發する。教会の設立、教会規則の変更、法人資格、合併及び解散を承認する。教会主管者およびその代務者ならびに役員、職員の任免、さらに教師の任免を行い、その懲戒をも行う。総会の議を経て、教団の経費を賦課徴収する。教団の財産を管理する。これら絶大な権能を、教団は統理者に付与している」と、『日本基督教団史』は、述べている。日本基督教団史編集委員会、『日本基督教団史』、108ページ、日本基督教団出版部、1967年。
- 4) 福島恒雄、『北海道キリスト教史』、379ページ。法的には、教団総会議場で 銚衛委員会がすべてを準備して提案したかたちを取った。『日本基督教団創立総会記録』、1ページ以下を参照。
- 5) 『中外日報』、1941年6月1日、12531号。
- 6) 「基督教報国団組織」、日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 7) 「基督教報国団組織」は、次のようなものであった。

基督教報国団組織

時局ノ重大性ニ鑑ミ且ツ之ガ対処ニ万全ヲ期スルタメ日本基督教団内ニ左ノ如キ臨時事務機関ヲ特設シ敏速且ツ正確ニ時局ニ関スル緊急事項ヲ処理ス

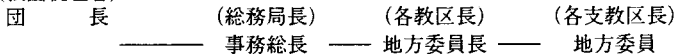
1、名称

基督教報国団ト称ス

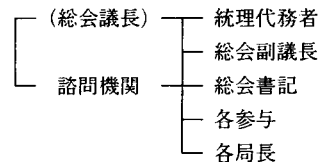
2、組織

会長、副会長ノ下ニ事務総長ヲ置キノ下ニ地方委員長及地方委員ヲ置ク。コノ外団長及副団長ノ諮問機関ヲ設ク、而シテ地方委員長ニハ支教区長ノ全部ヲ當ツ。尚諮問機関ニハ統理代務者、総会副議長、総会書記、各参与及局長ヲ以テ之ニ當ツ

(教団統理者)



副 団 長



3、目的（略）

4、具体的方策

其ノ1 一般方策（教団トシテ）

- (1) 日本基督教団ヲシテ主務官庁ト密接ナル連携ノ下ニ事態ノ推移ニ応ジ速ニ有効適切ナル方策ヲ立テシメルコト
- (2)、(3)、(略)

其ノ2 内部方策（教師及教会トシテ）

- (1)、(2)、(略)
- (3) 各教師ハ其ノ本来ノ職分タル伝道及礼拝指導等ニ一層精進シテ信徒ノ宗教的信念ヲ確立スルト共ニ其ノ説教又ハ講演ニ於テ信徒ノ時局認識ノ徹底ヲ図リ以テ民心ノ動揺ヲ防ギ堅忍不拔ノ精神ヲ養ヒ必勝ノ信念ニ立テツテ時局ニ対処セシムルヨウ力説スルコト
- (4) 各教師ハ流言蜚語ニ迷ハズ輕佻浮薄ナル迷信ノ跋扈ヲ防ギ国家ノ機密ニ触ルルガ如キ言動ヲ為サザルヨウ自肅自戒スルコト
- (5) 各教師ハ己ガ現職場ヲ離レズ有事ニ備ヘ牧者タルノ任務ヲ完ウスルコト
- (6) (中略) 生活ヲ簡素化シ喜ンデ財ヲ獻ゲ以テ応急対策ノ経費支弁ニ万全ヲ期セシムルヨウニ奨励スルコト

其ノ3 外部方策（教師及教会トシテ）

- (1) 各教師ハ努メテ教会周囲ノ隣組ト融和シ之ガ為ニ奉仕シ、之ト無関係ナルガ如キ態度ヲ取ラザルコト
- (2) コノ際教会ハ宗教的行事ニ支障ナキ限り其ノ堂宇ヲ開放シ非常時局ニ役立タシムルコト、例ヘバ左ノ如キコトヲ考慮スルコト
- (イ) 地方教会ハ都市ヨリノ避難者ニ便ヲ与フルヨウ心掛ケルコト
- (ロ) 都市教会ニテ鉄筋コンクリート建造物ヲ有スルモノハ老幼者並ニ病者ノ収容ヲナス用意ヲナスコト
- (ハ) (略)
- (ニ) 警防団又ハ町内会ノ屯所ニ提供スルコト
- (ホ) (略)
- (ヘ) 物資配給所、共同炊事場等ニ供用スルコト
- (3) 各教師ハ教会所属団体ヲ督奨シ国家ノ要請ニ応ジ喜ンデ基督教的実践並ニ社会ノ厚生指導、勤勞奉仕ニ進出スルヤウ指導スルコト

昭和16年8月25日

日本基督教団

日本基督教団宣教研究所所蔵資料。

- 8) 1942年1月16日付けの文部次官から日本基督教聯合会会長にあてて「戦捷祝賀行事ニ関スル件」として開戦以来の「戦捷を祝賀」して「日ヲ指定シテ当日ニ限り祝賀行事」を行え、とし、「実施項目」が指示されている。日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 9) 総発第90号、1942年11月19日付けの教団総務局長 鈴木浩二の名前で以下の文書が

出された。

教会主管者殿

報国会ニ関スル件

本日文部省教化局長ヨリ至急(12月3日迄ニ)左記各項ニ付キ報告スルヤウ申出候間貴教会ニ於テ報国会又ハ之ニ準ズルモノヲ結成後十月末日迄ニ実施シタル事実ト其ノ成果トヲ折返シ御返事被下度奉願下候

記

- 1、練成会、講習会等ニ付テハ其ノ名称、目的、日時、日数、場所、参加者数其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
 - 2、勤勞奉仕等ニ付テハ其ノ作業内容、日時、日数、参加者数、参加資格(教師、信徒ノ別)其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
 - 3、献納、貯蓄、節約等ノ運動ニ付テハ其ノ範圍、(3字判読不能)市町村等、(6字判読不能)成果、其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
 - 4、祭典、法要等ニ付テハ其ノ名称、日時、回数、其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
 - 5、遺家族、傷病兵慰問、慰問文ノ(2字判読不能)等ニ付テハ参加者数、回数、其ノ他参考ニナルベキ事項ヲ記載スルコト
 - 6、其ノ他ノ事業ニ付テハ概ネ右ニ準ジ失々記載スルコト
 - 7、同一事業ニ付テハ夫々集計スルコト 日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 10) 1943年6月に、日本基督教団戦時報国会総裁 富田満/会長 真鍋頼一の名前で次の文書が出された。

日本基督教団 教会主管者殿

(略)日本基督教団戦時報国会は結成以來、東海、中部、近畿、中国、四国及九州の各教区に於て国民貯蓄に就ての協議をなし、五月には北海道並に東北教区にて大政翼賛会と共同主催の下に戦時經濟国民生活問題に關しての協議講演会を開き、(中略)教会單位の国民貯蓄組合を組織して、(中略)銃後宗教報国に邁進して、(中略)日本基督教の立場を鮮明にし、(略)其活動資金は各教会よりの献金によつて補ひ度念願仕居候而して十八年度の經常費予算は金五万円、(略)就いては来る六月二十日第三日曜日(日)を戦時報国会日と定め、戦時的精神昂揚に務め当日の礼拝献金を此資金として、戦時報国会に御寄贈被下度懇願仕候 若し当日御差支への場合には此日に接近せる適當の日を御選び被下候て嚴守実行相成度願上候

日本基督教団宣教研究所所蔵資料。

- 11) 勤勞動員に關しては、日本基督教団宣教研究所に次のような文書がある。

「(寫) 勤發第1043號 昭和19年4月17日

厚生省勤勞局長/文部省教學局長

財団法人大日本佛教會長/神道教派聯合會長/日本基督教聯合會長 宛

教派、宗派、教団ノ教師、僧侶ノ勤勞動員ニ関スル件

決戦下國民勤勞総力ノ最高度の發揚ヲ図ルノ要緊切ナルモノアルニ鑑ミ、(中略)

円滑ナル動員配置ニ万遺憾ナキヲ期スル様御配慮相成度

記

- 1、(中略) 提出スベキ技能別動員名簿ハ別紙様式ニ依ルコト
- 2、(中略) 名簿ハ当該都道府県宗務主管課ヲ通ジ (中略) 当該庁府県国民動員課ニ提出スルコト
- 3、(略)
- 4、動員スベキ者ノ練成等実施ニ当リテハ当該都道府県ト連絡ヲ図ラレタキコト (以下、略)」

「(写) 勤発第1043号 昭和19年4月19日

厚生省勤労局ノ文部省教育局

各地方長官・警視総監 宛

教派、宗派、教団ノ教師僧侶ノ勤労働員ニ関スル件

(中略) 今般神道、基督教等各教派、教団ニ於テモ夫夫勤労働員ヲ実施スルコトト相成候条左記ニ依リ之ガ取扱ニ万遺憾ナキヲ期セラレ度」

「勤発第1012號 昭和19年5月1日

厚生省勤労局長

日本基督教聯合會長殿

教派、宗派、教団ノ教師、僧侶ノ勤労働員ニ関スル件

(4月17日、勤発第1012號の通牒は) 選定其ノ他之ガ取扱ニ付不徹底ノ向有之哉ニ認メラレ候條 (中略) 違誤ナキヲ期スル様周知徹底相成度

記

- 1、(略)
- 2、(中略) 応徴中ノ者又ハ身体上欠陥アル者其ノ他動員不可能ナル者アル場合ハ都道府県関係方面ト連絡ノ上速ニ他ノ適格者ヲ代替動員スル様厳ニ措置スルコト
- 3、前号ノ代替要員アルヲ考慮シ、(中略) 割当動員数ノ補欠者ヲ記載シ (中略) 名簿ヲ作成シ置クコト
- 4、動員スベキ教師 (中略) ノ選定ニ付キ、(中略) 教団ノ事情ニ捉レ或ハ派閥ニスルガ如キ取扱アリト認メラルルモノアル場合ハ今次動員ノ趣旨ニ反スルモノト認メ爾今別途動員ノ方法ヲ講ズベキニ付キ関係方面ニ篤ト注意セラレタキコト」

(日本基督教団宣教研究所所蔵資料)

- 12) 『日本基督教団年鑑』(1943年版)、31ページ。
- 13) 南方派遣宣教師を選出し派遣する際に、「あまりぐずぐず言うのなら(教団徴用)でやったらどうだ、それなら文句はあるまい、今日のこの状況がわからないような教職はさっさと教団を去るんだネ」といわれた。金田数男、『漂流』、16ページ、()内は引用者。昭和32年、信愛出版社。宗教団体法によれば、第16条で「主務大臣ハ(略)教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ許可ヲ取消」ことができた。第17条、

18条も参考のこと。

- 14) 厚生省勤第25号／昭和19年1月24日の日付けで、厚生省勤労局長から各都庁府県長官にあてて「戦時僧侶勤労働員ニ関スル件」として「全国僧侶ノ勤労働員組織ヲ確立シ（略）緊要産業ニ於テ挺身勤勞ニ従事セシメ」とある。日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 15) 『朝日新聞』、1994年9月30日。
- 16) 「第1回教団戦時報国会理事会記録」、『常任常議員会記録』、1945年1月26日、教団常会は前月下旬、教区常会はその月上旬、支教区常会はその月中旬、教会常会はその月下旬とされた。
- 17) 「19総発第63号」、昭和20年2月2日、日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 18) 日本基督教団宣教研究所所蔵資料。参照することを求めた聖書は、「友のために命を捨てること」、「肉による同胞のためならば、袖から見捨てられた者となってもよい」、「強い者は強くない者の弱さを担うべきである」、「和解のために奉仕する任務」というものである。
- 19) 第1回日本基督教団戦時報国会教団常会における富田統理の挨拶、「第1回日本基督教団戦時報国会教団常会記録」、『常議員会記録』、(加藤邦雄所蔵教団関係資料)。
- 20) 「日本基督教団戦時宗教報国会戦時活動委員会」、日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 21) 『日本基督教団年鑑』(1943年版)、8～13ページ。
- 22) 「宗教団体戦時愛媛地方委員会実践事項ニ関スル件」、日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 23) 発行年月日未記載、不明、日本基督教団宣教研究所所蔵。
- 24) 『日本基督教団教団新報』、2523、4、5合併号、この号の発行期日は1945年6月1、10、20日となっている。実際は敗戦後に発行されたこの号には、戦後直後の東久適首相から「令旨を賜った記事が掲載されている。この令旨を賜ったことについて、富田統理者は今後の教団の進むべき方向として「本教団ノ教師及ビ信徒ハ此際聖旨ヲ奉戴シ国体護持ノ一念ニ徹シ」と述べ、教団の伝道は「時局ノ激変ニモ不拘、教団ノ組織体制ハ微動ダニセザルヲ以テ」と述べたが、実情はそうではなく、教団の戦後は多くの問題を残して歩み始めた。
- 25) 1946年3月20日付け、日本宗教報国会県支部基督教部 部長 宇都宮充名で出された、各教会教師信徒総代あての文書には、「(略)大日本戦時宗教報国会は終戦後日本宗教会と改称し新しき趣旨、目的の下に再出発をなすこと」になり、「組織を改組する事」とあり、そのために未納会費の徴収をすることが述べられている。日本基督教団宣教研究所所蔵資料。
- 26) 筆者は関西学院大学神学部の中村健次氏の協力によってこれらの資料を閲読、複写する機会が与えられた。記して謝意を表す。
- 27) 伏見教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。
- 28) 山口信愛教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。
- 29) 豊中教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。

- 30) 徳山教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。
 31) 八幡浜教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。
 32) 八幡浜教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。
 33) 八幡浜教会資料、関西学院学院史資料室所蔵資料。
 34) 7) の注と同じ。
 35) 宗教団体法第22条、「基督教年鑑」(1940年版)、401ページ。
 36) 「教会国民貯蓄組合」についてはそのひな型がある。

日本基督教団戦時報国会 教会国民貯蓄組合同規約

1、名称

日本基督教団戦時報国会○○教会国民貯蓄組合ト称ス

2、目的

国民貯蓄奨励ノ趣旨ニ依リ戦時財政経済政策ニ協力シ組合員一致団結シテ貯蓄報国ノ実ヲ挙グル為メ貯蓄ノ励行ヲ為スヲ以テ目的トス

3、組合ハ○○教会教師及教会員ヲ以テ組織ス (以下、略)

4、事務所 (略)

5、運営

(略) 貯蓄 (郵便貯金、銀行預金、信用組合貯金、生命保険ノ保険料払込、真ノ他) 及国債券買入ノ斡旋ヲ為ス

(中略) 組合長ハ教会主管者之ニ当理リ組合ヲ代表シ金融機関 (郵便局、銀行、信用組合、生命保険会社真ノ他) 及支部トノ事務連絡ニ当ル (以下、略)

(発行年月日未記載、不明) 日本基督教団宣教研究所所蔵。

- 37) 北海教区長真野万穰よりの通達は、北部軍管区経理部緊急軍土建工事出勤の件 (1945年3月末のメモ有り) とあり、「各宗教団体と共に我教区も出勤者名簿提出の命を受領仕候」とあり、期間は4月より7月までの3か月と、8月下旬から11月下旬までの3か月。出勤先は、大日本戦時宗教報国会勤労挺身隊で決定、配属されることになっていたが、おそらくこれは本土防衛施設建設工事であったであろう。名簿は第1期、2期に分けて指名されている。日本基督教団宣教研究所所蔵資料。